

くろまぐろ遊漁を巡る現状と課題

水産庁

1 くらまぐろ遊漁の現状

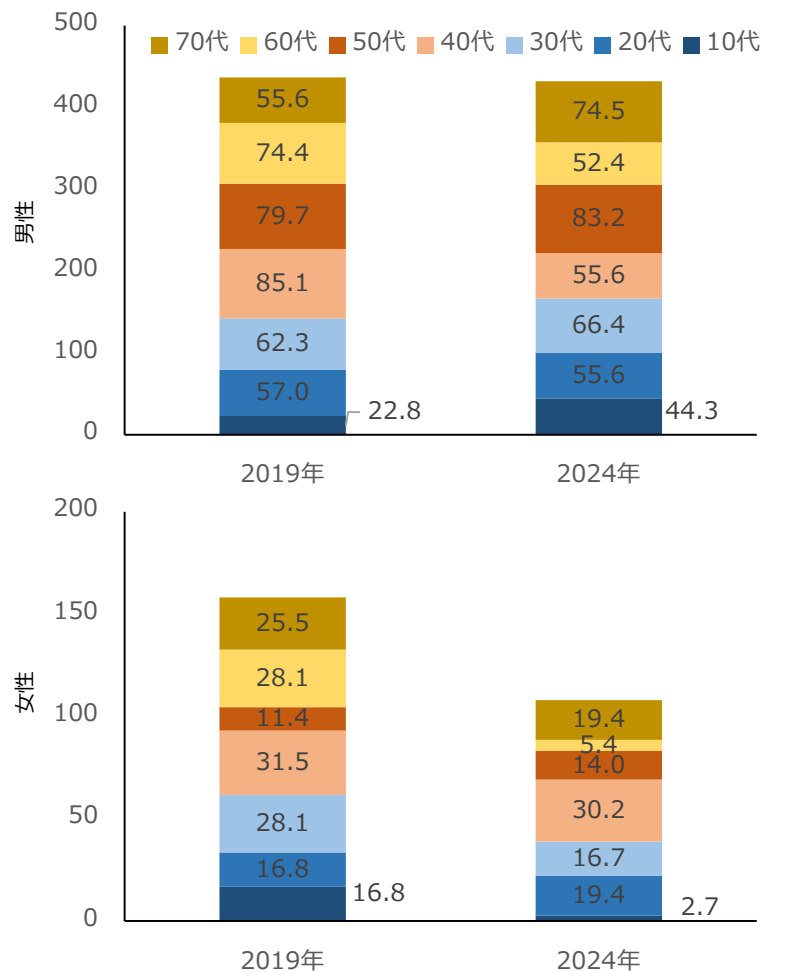
遊漁人口について

- **釣り（以下「遊漁」という。）人口は、平成初期の2,000万人をピークに減少し、令和6年においては540万人。**
- 遊漁人口に対する男性及び女性の比率は5年前から大きく変化はなく、男性では50代、女性では40代の人口が最多。

遊漁人口（万人）



性・年代別遊漁人口（万人）

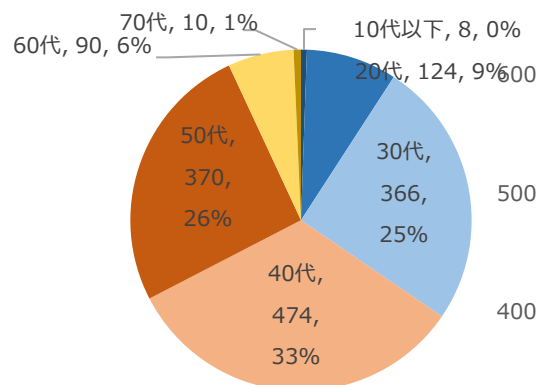


資料：「レジャー白書」より作成

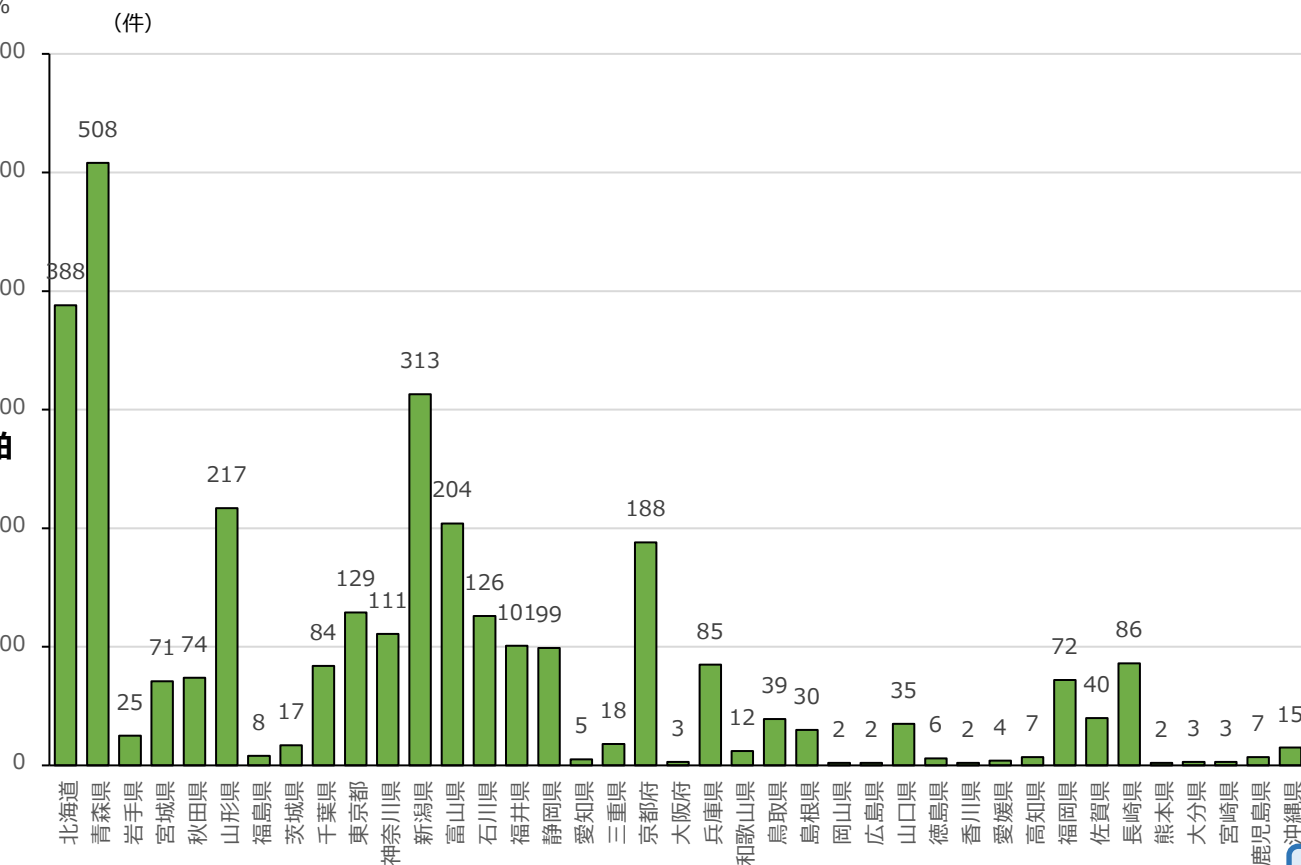
くろまぐろ遊漁の現状について①

- 水産庁ホームページを活用し、令和6年10月から11月までの期間においてアンケートを実施。回答数は1,442件。
- 全体の約3.5割が30代以下、約6割が40代～50代。
- 全体の**約8割の者（1,241件）が遊漁船を用いてクロマグロを採捕**。PBを使用してくろまぐろ遊漁を行う者は全体の約3割（467件）。
- **採捕海域は、北海道と青森県が最多**。次いで多いのは、新潟県、山形県、富山県、京都府。

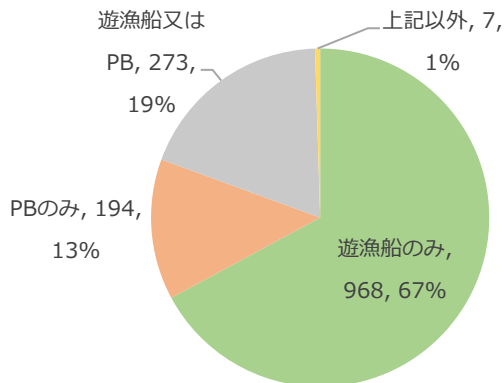
回答した者の年齢



くろまぐろ遊漁の採捕海域

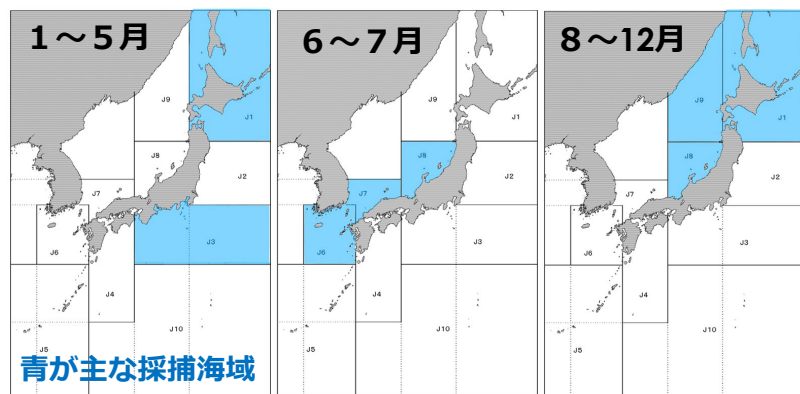


くろまぐろ遊漁に利用する船舶

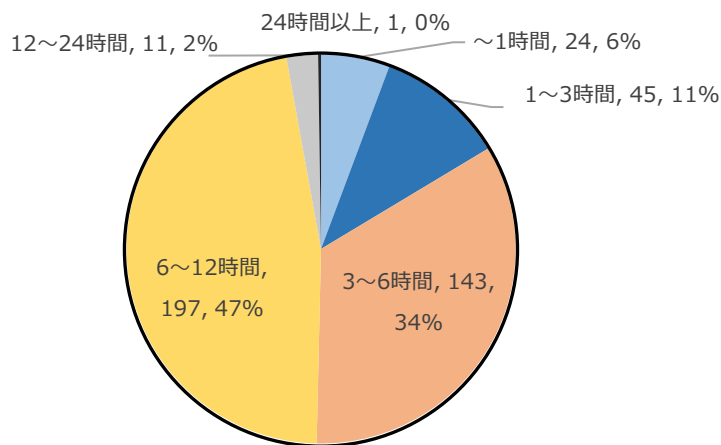


くろまぐろ遊漁の現状について②

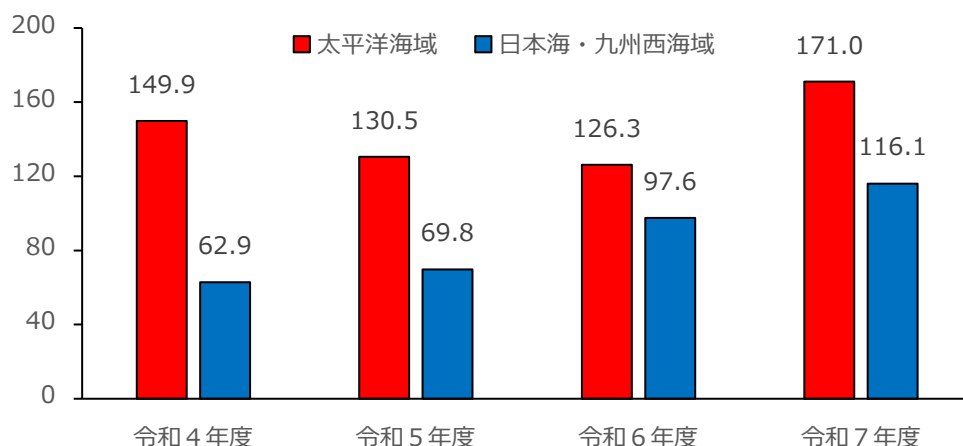
- 主な採捕海域は、1月から5月にかけて太平洋海域、6月から7月にかけて日本海中部以南・九州西海域、8月から12月にかけて日本海中部以北や北海道・青森の太平洋側海域。釣行時間は、3～6時間が約3.5割、6～12時間は約5割。
- 遊漁により**採捕されるくろまぐろは**、太平洋の方が日本海に比べて大型であり、全体として**年々大型化**。
- 近年、陸からくろまぐろを釣る事例が確認されているが、重大な事故につながるおそれがあるため、安全確保の観点からより一層の注意喚起が重要。



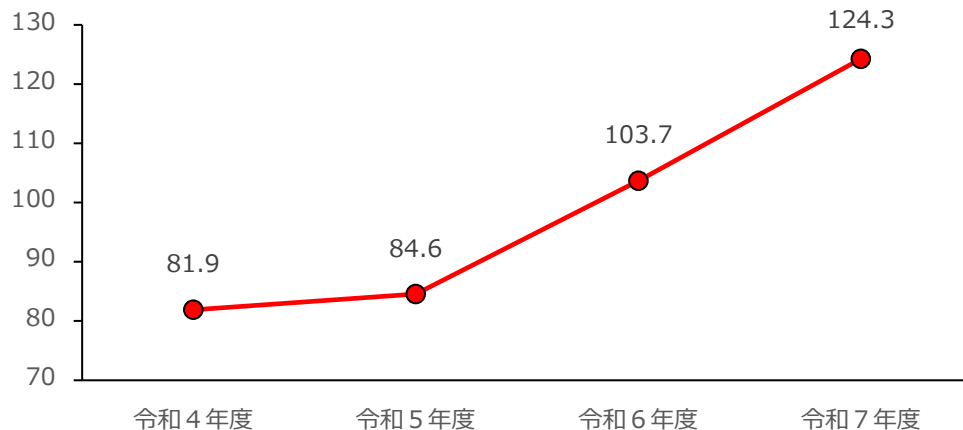
くろまぐろ遊漁の釣行時間（2025年）



遊漁により採捕されたくろまぐろの海域ごとの平均重量（kg/尾）



遊漁により採捕されたくろまぐろの平均重量（kg/尾）



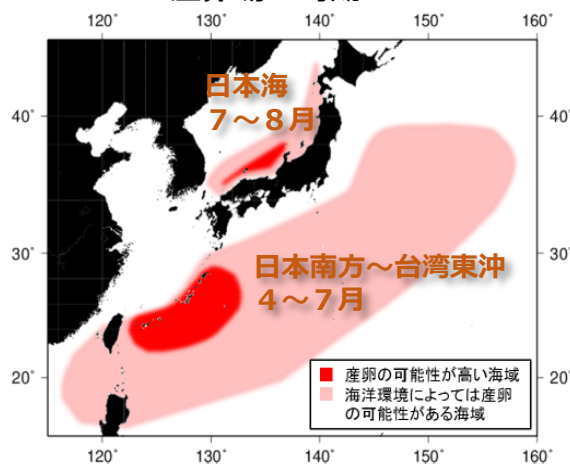
資料：水産庁作成

2 くらまぐろの資源管理の現状

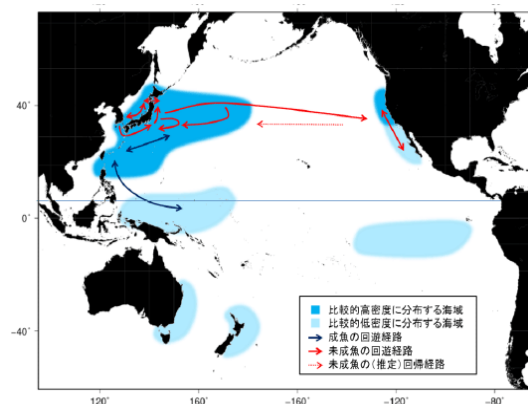
くろまぐろの生態について

- 産卵場は、日本水域が中心（南西諸島から台湾東方沖、日本海南西部）。
- 小型魚の一部は、太平洋を横断して東部太平洋まで回遊（メキシコにより漁獲）。
- 寿命は20歳以上。3歳で一部（全体の20%程度）が成熟を開始し、5歳で全てが成熟。体長1m程度では未成熟。

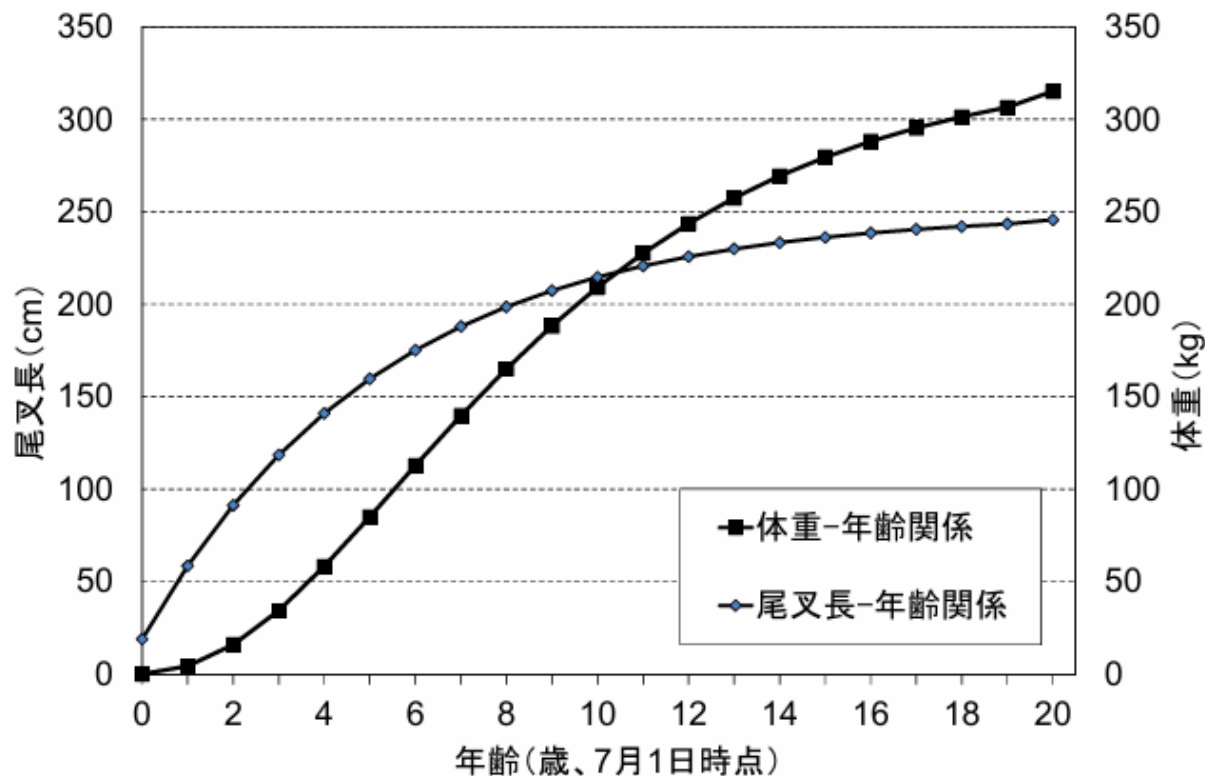
産卵場・時期



回遊経路



尾叉長・体重と年齢の関係

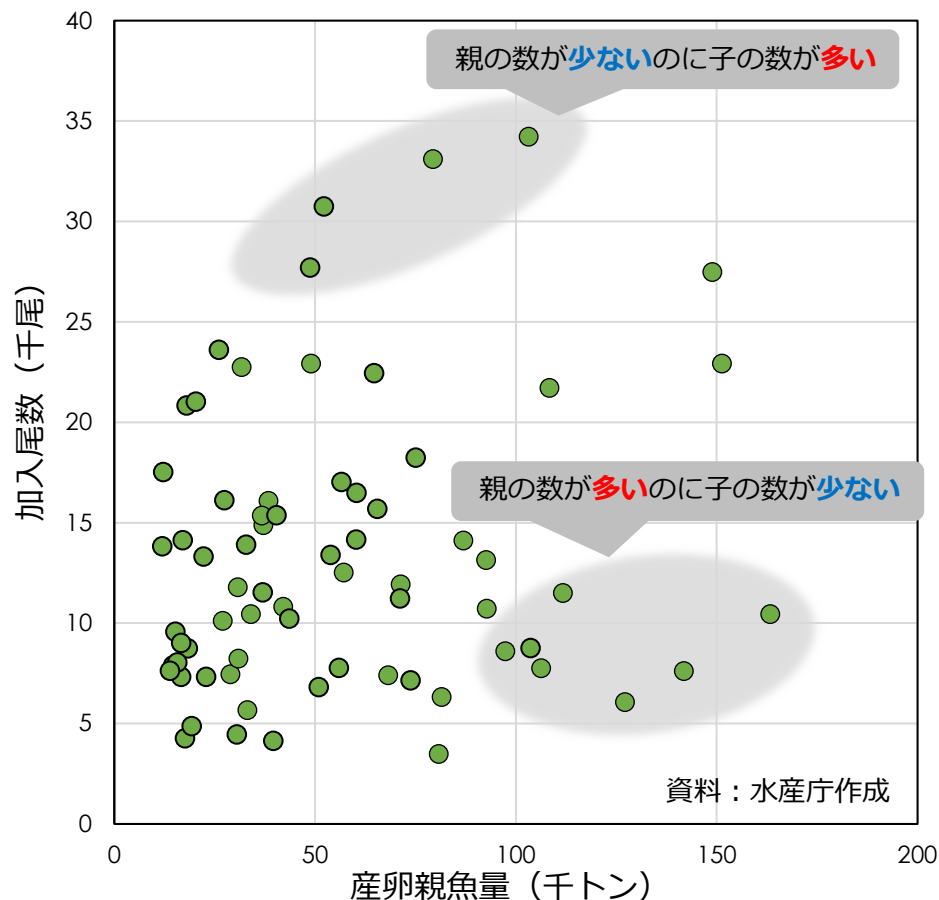


資料：令和7年度国際漁業資源の現況

くろまぐろの資源特性について

- 産卵親魚量と加入（子供の数）の相関関係が不明確。
- 自然死亡や成長を考慮した場合、1トンの小型魚をとり控えた方が、同じ量の大型魚をとり控えた場合に比べて、5年後の資源量は増加。
- このため、くろまぐろ（小型魚）の保護が資源にとって重要。

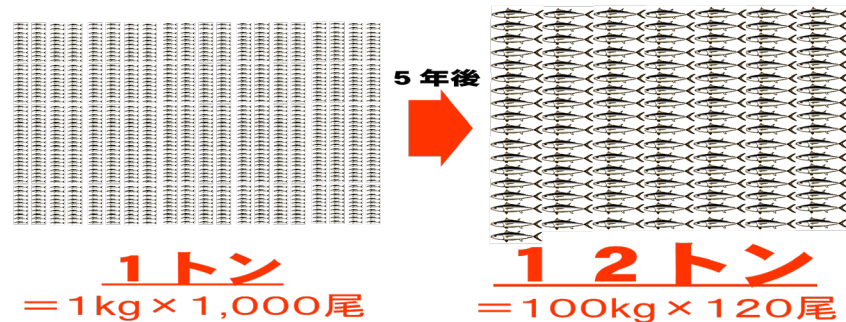
産卵親魚量—加入尾数の関係（1952年～2020年）



小型魚と大型魚を漁獲した場合の5年後の資源量の試算

※ 自然死亡率と成長式を用いて、（国研）水産研究・教育機構が試算

小型魚を1トン獲らない場合



大型魚を1トン獲らない場合



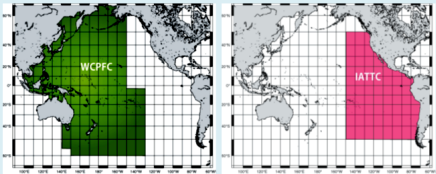
漁業におけるくろまぐろの資源管理について

- 太平洋の西側はWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）、東側はIATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）の2つの国際機関がそれぞれ資源管理措置を導入し、日本、韓国、台湾、米国、メキシコ等の関係国・地域の協力の下で管理を実施。
- WCPFCにおいては、**2015年以降、漁獲上限が設けられ、現在、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づくTAC管理を実施。**
- また、国際的に厳しい資源管理が求められていることから、数量管理に加えて、漁業は許可等により採捕できる者を限定して管理を実施。
- 資源状況を踏まえ、2024年のWCPFC年次会合において、**2025年からの漁獲上限を、2024年までの漁獲上限から、小型魚を1.1倍、大型魚を1.5倍**を基礎に増枠とすることが決定。

国際委員会における決定事項

資源管理措置

- (1) 中西部太平洋: WCPFC
- ① **2025年からの漁獲上限を、2024年までの漁獲上限から、30キロ未満の小型魚を1.1倍、30キロ以上の大型魚を1.5倍を基礎に増枠。**
小型魚: 5,125トン(うち、日本4,407トン)
大型魚: 11,869トン(うち、日本8,421トン)
 - ② **漁獲上限の未利用分は漁獲上限の17%まで翌年に繰越し可能。**(年限なく適用)
 - ③ **小型魚漁獲上限について、大型魚に振替可能。**(年限なく適用)
- (2) 東部太平洋: IATTC
- ① 商業漁業については、2025～2026年(2年間)の漁獲上限は**12,585トン**。



WCPFC及びIATTCにおける漁獲戦略

- ① 暫定回復目標
「親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させる」
- ② 次期回復目標
(親魚資源量を歴史的中間値まで回復させた後の目標)
「暫定回復目標達成後10年以内に60%以上の確率で初期資源量の20%まで回復させる」
- ③ 暫定的な漁獲制御ルール
(回復目標の達成後、管理戦略評価(MSE)に基づく長期的な管理方式の策定までの間に適用する、暫定的な漁獲制御ルール)
資源評価の結果、
(ア) 初期資源量の20%を下回る確率が、60%を超える場合、60%以上の確率で、10年以内に初期資源量の20%を上回よう、**管理措置を強化。**
(イ) 初期資源量の20%を上回る確率が、60%を超える場合、同確率を60%以上に維持できる範囲で**措置の調整を行うべき。**
- ④ 長期管理方式
「目標管理基準値(長期的に維持すべき資源の水準)」や「限界管理基準値(資源量がこれ以下となった場合、管理措置を強化する水準)」を設定し、管理戦略評価(MSE)に基づき、長期的な管理方式を策定(2025年の合意を目標)。

くろまぐろに係る漁獲可能量 (単位: トン)

小型魚	令和7管理年度当初	令和8管理年度当初
大臣管理区分	1,268.3	1,258.9
大中型まき網漁業	1,200.0	1,200.0
かじき等流し網漁業等	23.6	14.2
かつお・まぐろ漁業	44.7	44.7
都道府県	3,066.0	3,066.0
留保	49.0	49.0
合計	4,383.3	4,373.9

大型魚	令和7管理年度当初	令和8管理年度当初
大臣管理区分	5,339.6	5,365.6
大中型まき網漁業	4,116.3	4,116.3
かじき等流し網漁業等	67.2	81.0
かつお・まぐろ漁業	1,156.1	1,168.3
都道府県	2,990.7	2,990.7
留保	125.5	113.3
合計	8,455.8	8,469.6

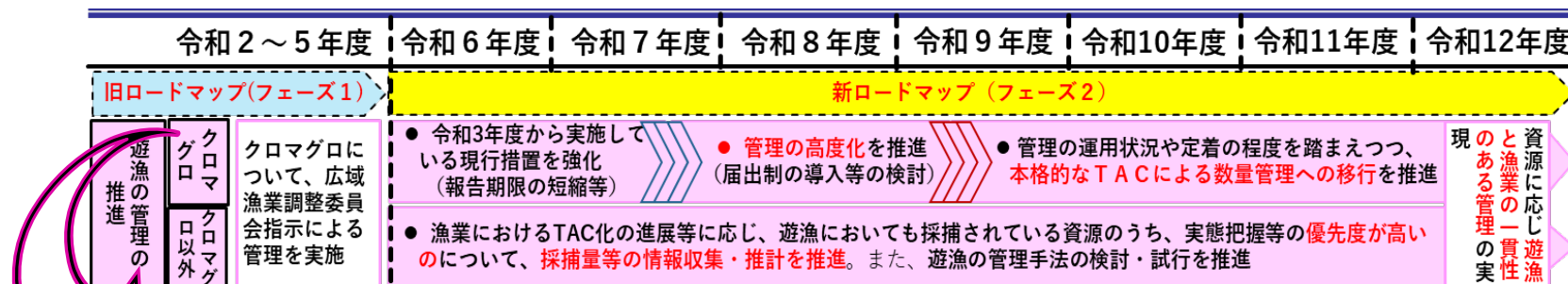
資源管理における遊漁の位置付けについて

- 水産基本法（平成13年法律第89号）第6条第2項において、漁業者以外の者であって、水産動植物の採捕及びこれに関連する活動を行うものは、国及び地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力するようにしなければならない旨が規定。
- 水産基本計画（令和4年3月閣議決定）において、以下のとおり記載。

これまでも遊漁における資源管理は、漁業者が行う資源管理に歩調を合わせて実施するよう求められてきたが、水産資源管理の観点からは、**魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないため**、今後、資源管理の高度化に際しては、**遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指していく**。

遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められ、令和3年6月から、小型魚の採捕制限、大型魚の報告義務付けを試行的取組として開始した**クロマグロについては**、その運用状況や定着の程度を踏まえつつ、**漁業と同じレベルの本格的なTACによる数量管理に段階的に移行する**。

資源管理の推進のための新たなロードマップ（令和6年3月）



※ くろまぐろ遊漁に係る議論の場

遊漁に対する**“取扱い”**を議論



水産政策審議会資源管理分科会

遊漁に対する採捕上限の**“考え方”**を議論



水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会

遊漁における採捕数量の**“管理”**を議論



広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会

くろまぐろ遊漁の資源管理について①

- 遊漁においては不特定多数の者が対象となるものの、漁業者が実施する資源管理の実効性が損なわれないよう、遊漁においても一定の管理を実施する必要があることから、**令和3年6月、漁業法第121条の規定に基づく広域漁業調整委員会指示によりくろまぐろ遊漁に係る規制を導入。**
- 令和8年度は、**小型魚の周年採捕禁止、大型魚の保持制限（2か月ごとに1人1尾まで）や採捕後翌日までの報告、届出制等を実施。**

	1年目 (令和3年)	2年目 (令和4年)	3年目 (令和5年)	4年目 (令和6年)	5年目 (令和7年)	6年目 (令和8年)
採捕の上限	20.0トン	40.0トン	37.4トン ※1	40.0トン	60.0トン	51.4トン ※2
採捕の実績	19.9トン	42.6トン	37.3トン	38.0トン	70.7トン	－
小型魚の採捕制限	周年採捕禁止	－	周年採捕禁止			
大型魚の採捕制限	－	① 広域漁業調整委員会会長による採捕禁止期間の公示 ② 上記①の採捕禁止期間中の採捕禁止	① バックリミットの設定 ② 広域漁業調整委員会会長による採捕禁止期間の公示 ③ 上記②の採捕禁止期間中の採捕禁止			
大型魚の報告内容	・氏名、住所、電話番号、メールアドレス ・尾数、総重量 ・陸揚げした日 ・採捕した海域	－	・氏名、住所、電話番号、メールアドレス ・尾数、重量 ・陸揚げした日 ・採捕した海域 ・遊漁船を利用した場合は、その船名及び登録都道府県	・氏名、住所、電話番号、メールアドレス ・尾数、重量（計量方法を含む） ・尾さ長 ・陸揚げした日、陸揚げ場所 ・採捕した海域 ・遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県及び遊漁船登録番号 ・遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号 ・尾さ長がわかる写真 ・採捕者の運転免許証等の本人確認書類	・氏名、住所、電話番号、メールアドレス ・尾数、重量（計量方法を含む） ・尾さ長 ・陸揚げした日、陸揚げ場所 ・採捕した海域 ・遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県及び遊漁船登録番号 ・遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号 ・尾さ長がわかる写真 ・採捕者の運転免許証等の本人確認書類	・氏名、住所、電話番号、メールアドレス ・尾数、重量（計量方法を含む） ・尾さ長 ・陸揚げした日、陸揚げ場所 ・採捕した海域 ・遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県及び遊漁船登録番号 ・遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号 ・尾さ長がわかる写真 ・採捕者の運転免許証等の本人確認書類
陸揚げした日から の報告期限	10日以内	－	10日以内	5日以内	3日以内	1日以内
バックリミット	－	－	1人1日1尾まで			1人1月1尾まで 1人各期間1尾まで ※3
指示の有効期間	R3.6.1～R4.5.31 (1年間)	R3.7.30～ R4.5.31 (約1年間)	R4.6.1～ R5.5.31 (1年間)	R5.4.1～ R6.3.31 (1年間)	R6.4.1～ R7.3.31 (1年間)	R7.4.1～R9.3.31 (2年間)

- ※1 概ね40トンから2年目（令和4年）の超過分（2.6トン）を差し引いた数量。
 ※2 概ね60トンから5年目（令和7年）の超過分（8.5トン）を差し引いた数量。
 ※3 各期間：4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12・1月、2・3月

くろまぐろ遊漁の資源管理について②

- 漁業における数量管理との関係から、**国の留保の中で遊漁による採捕数量を管理。**
- 令和3年の採捕上限は、平成29年から令和元年までに遊漁船を対象として実施した**調査の結果や、漁業における突発的な漁獲等を踏まえ、20トンで設定**。他方、当初想定していた水準を大幅に上回る採捕数量となり、令和3年8月21日から翌年5月31日まで採捕禁止。
- 令和4年については、令和3年6月から8月までの採捕実績を踏まえつつ、当時国の留保のうち遊漁による採捕の見合いとすることができる限界である40トンで採捕上限として設定。
- 令和7年度については、WCPFCの決定に伴う大型魚の漁獲枠の増枠を踏まえ、**国の留保のうち60トンで遊漁による採捕上限を設定。**

アンケートによる推定採捕量（単位：トン）

年	小型魚	大型魚	合計
平成29年	3.1	4.3	7.5
平成30年	4.6	4.4	9.0
令和元年	5.9	6.4	12.3

くろまぐろ（大型魚）に係るくろまぐろ遊漁の採捕上限等（単位：トン）

時期	令和3年 6月1日～翌年5月31日	令和4年 6月1日～翌年3月31日	令和5年 4月1日～翌年3月31日	令和6年 4月1日～翌年3月31日	令和7年 4月1日～翌年3月31日	令和8年 4月1日～翌年3月31日
採捕上限	20.0	40.0	37.4	40.0	60.0	51.4
採捕実績	19.9	42.6	37.3	37.9	70.7	-

※ 令和5年度及び令和8年度の採捕上限については、前期間における採捕上限からの超過分を差し引いて設定。

【令和5年度】遊漁の採捕上限（37.4トン）

= 留保分（約100トン）－突発的な漁獲の積み上がり等への備え（約50トン）－試験研究等による漁獲への充当分（約10トン）－前年度の超過分（2.6トン）

【令和8年度】遊漁の採捕上限（51.4トン）

= 留保分（約210トン）－突発的な漁獲の積み上がり等への備え（約50トン）－試験研究等による漁獲への充当分（約40トン）－前年度の超過分（10.7トン）＋前々年度の余剰分（2.1トン）

令和 8 年度におけるくろまぐろ遊漁の資源管理について①

- 年間の採捕上限の51.4トンを各月に均等配分（4.2トン）。
- 広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会での決定を踏まえ、各月の超過分は、翌々月以降から均等に差し引き。

令和 8 年度における採捕上限・採捕実績（単位：トン、オレンジ：保持制限の期間）（8月1日時点）

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕数量	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2
採捕実績	7.3	4.4	6.0	11.7								
調整後採捕数量	－	－	3.8	3.8	3.5	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
主な採捕海域	J3	J1,J2,J3,J6,J7,J8	J1,J3,J6,J7,J8	J1,J6,J7,J8								
採捕禁止期間	4/5～4/30	5/24～5/31	6/3～6/30	7/3～7/31								

【参考】令和 7 年度における採捕上限・採捕実績（単位：トン）

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕数量	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
採捕実績	6.0	4.4	14.1	13.9	3.4	0.8	2.2	1.6	3.9	4.3	7.2	8.7
主な採捕海域	J3	J3	J6,J7,J8	J6,J7,J8	J1,J8	J1	J1	J1,J2	J1,J3	J1,J3	J1,J2,J3	J2,J3
採捕禁止期間	4/9～4/30	5/14～5/31	6/5～6/30	7/4～7/31	8/4～8/31				12/28～12/31	1/19～1/31	2/4～2/28	3/4～3/31

令和8年度におけるくろまぐろ遊漁の資源管理について②

- 令和8年度においては、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」や水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会における委員の指摘等を踏まえ、**くろまぐろ遊漁の実態を把握するため**、これまで実施してきた制限（小型魚の採捕禁止、保持上限、随時的な採捕禁止、採捕報告）のほか、**新たに届出制を導入**。
- 届出制は、遊漁者に加えて、船舶を管理する遊漁船業者及び遊漁船以外の船舶を運航する者が対象。

※ 令和6年9月24日 水産政策審議会第10回くろまぐろ部会 議事録（抄）

（委員A）全ては、項目4の4個目のポツ、クロマグロ遊漁の全体像が全く見えていないということが問題なんだろうと思うんですよ。4日で7トン獲ったというような、何かそういった意見もあったようですが、じゃ、その場合、それはプレジャーボートなのか遊漁船なのか、あるいは、その辺が全く。遊漁業者の7割が漁協に入っていると。ただ、それでもクロマグロのどれくらい獲っているか分からないと。そういった現状ではなかなか、漁業と同様の管理区分でというようなことはどうなのかなというようなところですね。

（委員B）私も今のB委員の意見に賛成で、我々漁業者は、漁獲報告を罰則規定などもありながらTAC管理をやっています。そうした中、全体像が把握されていない、どんな状況かも分からない、罰則がないものやみくもに議論するということに対し、なかなか我々としても議論しづらいところがあります。どういう方向でどういう管理をしていくか、そうしたことが少しでも分からないと、なかなか議論する切っ掛けにもならないと思います。

届出制（くろまぐろ（大型魚）に限る。）

対象	遊漁者	遊漁船業者	PB運航者
要件	採捕しようとする場合	採捕を目的として遊漁者を案内しようとする場合	①採捕を目的として遊漁者を案内しようとする場合 ②自ら漁場に赴こうとする場合
期間	採捕しようとする1営業日前まで	1月1日から3月20日まで	
単位	採捕しようとする海域ごと	案内しようとする海域・船舶ごと	案内し又は赴こうとする海域・船舶ごと

小型魚

周年採捕禁止

大型魚

保持上限（期間ごとに1人1尾まで）

※期間：令和8年度においては二月ごと

随時的な採捕禁止

※報告される採捕数量の積み上がりをみて、各月の採捕上限を超えるおそれがある場合、会長が公示した期間、採捕禁止

大型魚

採捕報告（陸揚げした日から1日以内）

項目内容：採捕者情報・採捕したくろまぐろの情報

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に

届出対象	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする 全ての遊漁者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を案内しようとする 全ての遊漁船業者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする 全ての遊漁船以外の船舶（プレジャーボート等）運航者
届出内容	【必須項目】 ○ 氏名 ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス 【任意項目】 ○ 利用する予定の船舶に関する情報（遊漁船を利用する場合） ・遊漁船登録番号 ・船名 （遊漁船以外の船舶を利用する場合） ・船舶番号又は船舶検査済票の番号 ・船名 ○ 入出港する予定の場所 ・都道府県名 ・漁港又は港湾の名称	○ 氏名 （法人の場合は名称及び代表者の氏名） ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 遊漁船登録番号 ○ 入出港する予定の場所	○ 氏名 （法人の場合は名称及び代表者の氏名） ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ○ 入出港する予定の場所
届出期間	令和8年1月1日（木）から 最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする 日の1営業日前まで	令和8年1月1日（木）から令和8年3月20日（金）まで	
届出単位	・採捕しようとする海域ごと	・案内しようとする海域ごと ・案内しようとする船舶ごと	・案内し又は赴こうとする海域ごと ・案内し又は赴こうとする船舶ごと
届出方法	インターネット／LINE（令和8年1月1日から稼働予定）、メール等		
届出を しなかった場合	農林水産大臣から裏付命令を発出		
その他 注意事項	遊漁船以外の船舶を使用して自らくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする者は「遊漁者」「遊漁船以外の船舶運航者」の両方の届出が必要		

令和 8 年度におけるくろまぐろ遊漁の資源管理について③

- 令和 8 年 8 月 1 日時点における届出者数は、18,758（一部郵送等により未計上。）。
- 届出件数としては、遊漁者の届出が16,649件、遊漁船業者の届出が1,923件、PB運航者の届出が4,085件。

令和 8 年 8 月 1 日時点における届出件数

対象者	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に		
	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする <u>遊 漁 者</u>	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする <u>遊 漁 船 業 者</u>	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする <u>PB運航者</u>
届出件数	16,649件	1,923件	4,085件
海域ごとの届出件数	太平洋：8,263件	太平洋：885件	太平洋：1,769件
	日本海・九州西：12,664件	日本海・九州西：1,196件	日本海・九州西：2,861件
	瀬戸内海：1,084件	瀬戸内海：48件	瀬戸内海：128件

3 くらまぐろ遊漁の課題等

くろまぐろ遊漁の課題について①

- 多くの期間において、採捕開始後、**数日間で採捕が禁止され、採捕上限を超過**。
- 令和7年度において、月ごとに均等に採捕上限を設けた結果、これまで超過が確認されなかった12月から3月までの期間においても、急激な積み上がりにより採捕上限を超過。
- 特に、遊漁による採捕数量が多い6月又は7月においては、**1日のみの採捕により当該月の採捕上限を超過**し、本来であれば採捕禁止とする必要がある状況。

採捕禁止の適用開始日（採捕開始日から起算：赤色は採捕上限を超過した期間）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年	28日		18日	10日	-	65日				24日		
令和6年	6日		5日	10日	5日	-				9日		
令和7年	9日	14日	5日	4日	4日	-	-	-	28日	19日	4日	4日
令和8年	5日	24日	3日	3日	-	-	-	-	-	-	-	-

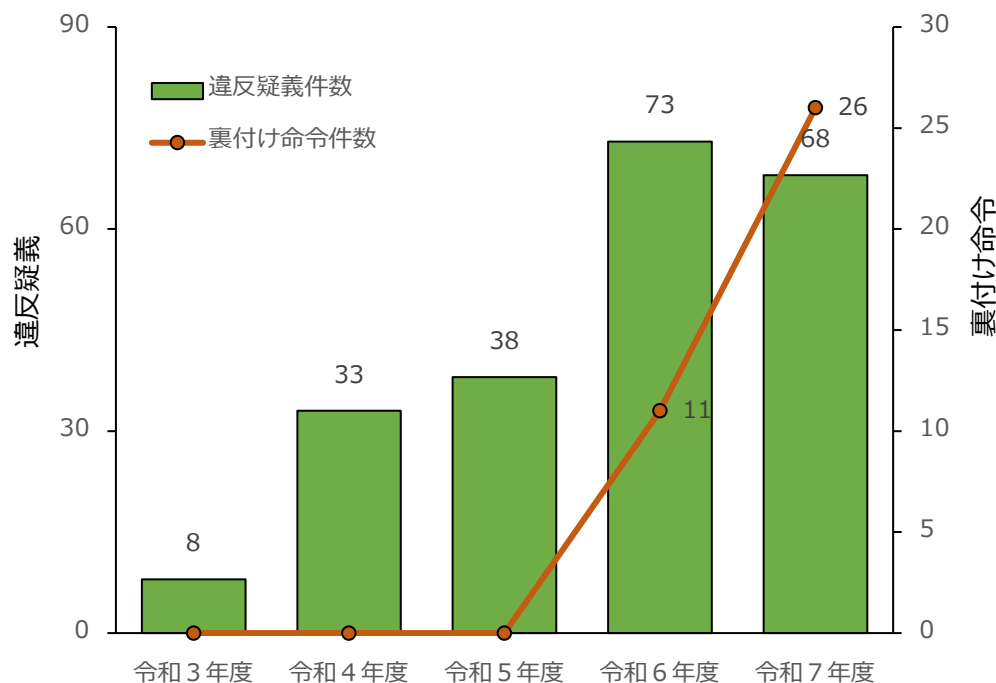
各月1日の採捕人数と採捕量

	令和6年		令和7年		令和8年	
	採捕者数	採捕量	採捕者数	採捕量	採捕者数	採捕量
6月	28人	3.3トン	35人	5.9トン	38人	4.7トン
7月	10人	1.0トン	60人	6.0トン	48人	5.9トン

くろまぐろ遊漁の課題と今後の方向性について

- 水産庁に提供された委員会指示違反疑義や裏付け命令の発出件数は年々増加。
- 数量超過が頻発している現行制度の継続的な実施は、規制を適切に遵守している遊漁者等の遵法意識に支障を来すとともに、委員会指示違反を更に増加させ、遊漁管理への支障、ひいては漁業者が行う実効的な資源管理に支障を来すおそれ。
- このため、採捕上限の遵守を前提としつつ、くろまぐろ遊漁の**実態を踏まえた関係者にとって納得感のある管理方法を導入する必要**。

違反疑義と裏付け命令発出件数



※ 令和7年度については、4月から12月末までに水産庁宛に提供された委員会指示違反疑義件数

資料：水産庁作成

裏付け命令の発出状況（令和7年度違反分）

違反時期	違反海域	使用船舶	違反内容
令和7年4月	福島県いわき市中之作港沖	PB	小型魚の採捕
令和7年6月	京都府経ヶ岬沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	富山県魚津沖	PB	小型魚の採捕
		PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	・小型魚の採捕 ・採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	・小型魚の採捕 ・大型魚の保持数制限 ・採捕禁止期間中の大型魚の採捕
令和7年7月	新潟県新潟港（東港区）沖	PB	小型魚の採捕
	石川県小本港南方沖	遊漁船	小型魚の採捕
令和7年7月	新潟県佐渡島東方沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	長崎県杬島北西海域	遊漁船	採捕未報告
令和7年8月	北海道ウトロ港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	島根県浜田港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	北海道網走沖	遊漁船	・採捕報告期限の超過 ・必要書類の未提出
令和7年9月	北海道釧路港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
令和7年10月	富山県魚津沖	SUP	小型魚の採捕
	大分県別府湾沖	遊漁船	小型魚の採捕
	青森県竜飛崎沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
令和7年11月	北海道勇払沖	PB	採捕報告期限の超過
	静岡県沼津市戸田付近	陸釣り	小型魚の採捕
令和7年12月	J1海域（太平洋）	遊漁船	・採捕報告期限の超過 ・必要書類の未提出
	東京都大島沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	東京都波浮沖	PB	採捕報告期限の超過
令和8年1月	東京都大島沖	PB	採捕報告期限の超過
	津軽海峡	遊漁船	採捕報告期限の超過
令和8年2月	東京都大島沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	神奈川県相模湾	遊漁船	採捕報告期限の超過

4 令和9年度以降の管理の方向性について

＜広域漁業調整員会くろまぐろ遊漁専門部会で議論中の事項＞

くろまぐろ遊漁専門部会の議事録等はこちら →

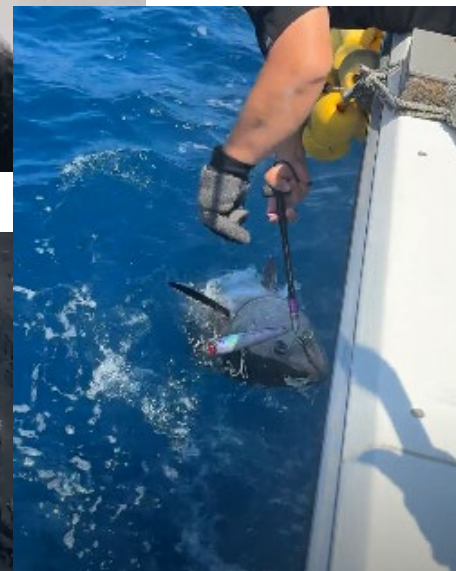
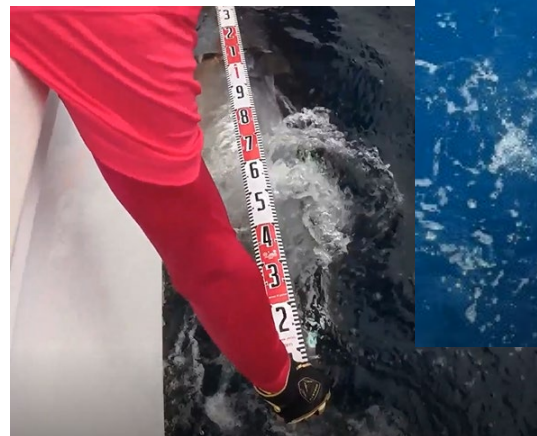
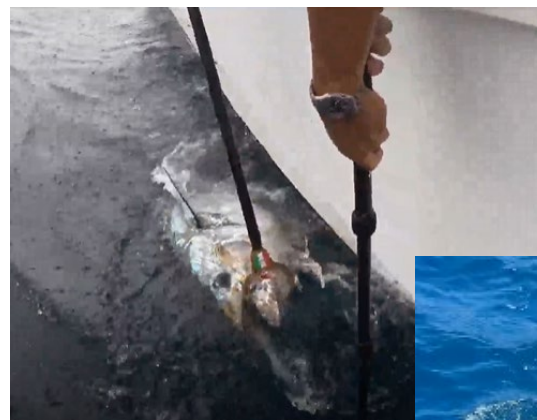


リリースについて <くろまぐろ遊漁専門部会で議論中の事項>

- 遊漁関係者においては、採捕禁止後のキャッチ・アンド・リリース（C&R）の導入を求める意見が存在。
- 他方、**漁業関係者においては**、採捕禁止後のC&Rの実施について、**漁場競合の長期化、資源への影響、漁業における規制とのバランスにかかる懸念から、反対**する旨の意見が存在。
- 令和8年度、遊漁者等は、リリースの導入に向けて、採捕が禁止されるまでの期間において、船上でくろまぐろを所持することなく、**海中でくろまぐろをリリースする“フック・アンド・リリース”（H&R）の試験実施や組織化の検討を開始。**

○ これまでの広域漁業調整委員会でのリリースに係る発言（抜粋）

- ・ C&Rが認められれば釣り人の不満は解消される。一方で、持ち帰りたいと考えている遊漁者も大事にする必要。
- ・ 採捕期間中、一定数量に達した段階でC&Rに切り替える方法を併用できれば、少ない配分量でも遊漁船業者は長期間営業できるようになる。
- ・ 漁業者は採捕停止命令が出たら、定置網漁業はクロマグロ以外の魚が逃げることを覚悟の上で網を開放して放流し、漁船漁業は漁場を移動して操業しないようにしており、これら漁業とのバランスを考慮すると、採捕禁止後の遊漁のC&Rには反対。
- ・ 日本においては、C&Rによる死亡が資源に与える影響についての科学的根拠がない。
- ・ クロマグロ以外の遊漁の管理の在り方にも影響する可能性があるので、導入にあたっては慎重に議論すべき。
- ・ それぞれの地域で漁業者は操業禁止期間などルールを決めているが、それを無視して遊漁をする者が特にPBに見られ、漁業者が憤っている。それぞれの地域の漁業者と遊漁者がお互いにリスペクトし、話し合っていくことが大事。
- ・ C&Rは罰則と取締りとセットにする必要があり、それに加え、漁具規制やリリースするための装備に関する議論が必要。
- ・ C&Rに対しては漁業者は不信感を持っており、導入するに当たっては漁業者、漁業界と議論を行い、時間をかけて理解を得る必要。
- ・ 採捕禁止後にC&Rをするのではなく、遊漁の採捕数量の中でC&Rをする期間と採捕する期間を運用することはできないか。
- ・ C&Rの定義づけをしっかりと議論しておく必要がある。
- ・ 遊漁船業者の営業機会の確保のために、H&Rを認めるべきである。
- ・ H&Rを認めると、漁場競合の問題が長期化してしまう。
- ・ H&Rは、しっかりとした安全性を確保した上で実施されるようにすべきである。



資料：水産庁（有識者から提供）

抽選による船上所持船の選定について <くろまぐろ遊漁専門部会で議論中の事項>

- 遊漁機会や遊漁船業者の営業機会の確保を図りつつ、採捕上限を超過するリスクを低減させるため、以下の措置の将来的な導入を検討。
 - ✓ くろまぐろ（大型魚）の**船上所持を一律禁止（リリースのみ）**
 - ✓ **抽選により選定された船については、くろまぐろ（大型魚）を年間1尾まで船上所持可能**
- 他方、抽選の対象、時期、選定数等の具体的な内容について、引き続き、検討する必要。

パッケージ（セットでの導入）



抽選制

⇒ 予見可能性、公平な配分、計画的利用



フック・アンド・リリース

⇒ 遊漁機会の確保、ノウハウの普及啓発

留意点

- ⚠ 漁業との漁場競合
- ⚠ 安全性や実効性の確保

対策

- 👍 委員会指示制度の活用
- 👍 リリース講習の実施

💡 ポイント

1 遊漁機会の維持

遊漁者を締め出すためのものではなく、資源が限られている中で、

- ✓ 遊漁者は均等な採捕機会を確保することができる
- ✓ 遊漁船業者は営業機会を最大限確保することができる

2 資源管理との両立

遊漁者の無秩序な採捕を認めるものではなく、

- ✓ あらかじめキープできる数量や船を決定しておくことにより、想定外の採捕を防止し、採捕上限の大幅な超過を防ぐことができる

3 取締りの実効性の確保

適切にルールを遵守する遊漁者が不利益を被ることがないように、違反の構成要件を明確化することで

- ✓ 遊漁関係者同士のとも監視を行いやすくすることができる
- ✓ 取締機関の取締りを行いやすくすることができる

令和9年度のくろまぐろ遊漁の管理案について <広域漁業調整委員会で議論予定>

- 抽選制の導入を検討する間の措置として、**遊漁関係者の採捕機会の確保及び漁場活用の分散化を図るため月初に船上所持禁止期間を導入**するとともに、**急激な採捕数量の積み上がりを防ぐため保持制限の強化や報告期日の早期化を実施**する予定。

【現行制度】

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	・ ・ ・	31
所持		禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
リリース		禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×



【今後の制度】

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	・ ・ ・	31
所持	×	×	×	×	×	×	×		禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
リリース										禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×

採捕上限の遵守

- バッグリミットの見直し（期間（2か月）ごとに1人1尾まで
→ 年間1人3尾まで かつ 月ごとに1人1尾まで / 日ごとに1隻2尾まで）
- 報告期日の見直し（陸揚げした翌日まで → 陸揚げしたその日まで）